

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の退任（二件）
土地改良法による換地計画の適否の決定（四件）
保安林施設地区の指定予定
開発行為に関する工事の完了（二件）
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 公 告 行政書士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 上山 正 倉吉市秋喜一四四

昭和五十七年十月十九日退任

鳥取県告示第千五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 今井 宏史 西伯郡大山町唐王七三四

昭和五十七年十月四日退任

監事 勝部 益夫 西伯郡大山町末吉五六〇

昭和五十七年二月二十八日退任

鳥取県告示第千五百五十二号

昭和五十七年九月十六日付けで関金町から申請のあつた野添地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十三号

昭和五十七年九月二十八日付けで赤碕町から申請のあつた才ノ木地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和

二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十四号

昭和五十七年十月十八日付けで日南町から申請のあつた福塚（宮田）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十五号

昭和五十七年十月十九日付けで日野町から申請のあつた下榎地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三二号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三二号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡若桜町大字中原字栃原二七八の三、字瀧ノ上一〇六五

鳥取市安長字雁津柳原、字柳原、字外河原、字澤及び字二ツ隈大所、
 徳吉字属津大所、字二ツ隈及び字弥三郎田並びに古海字属津柳原、字
 属津東、字属津土手外、字下属津及び字先属津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市寿町七五五
 豊産業株式会社
 代表取締役 小林鍊一

鳥取県告示第千五百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
 法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十七年六月一日 鳥取県指令受都計第三十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市雲山字五反田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市雲山三三二
 重松教彦

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規
 定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十
 条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和54年1月1日～12月31日

政治団体の名称 井上幸喜後援会

報告年月日 昭和57年11月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 388,000円

ア 前年繰越額 388,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 173,920円

2 支出の内訳

政治活動費
 組織活動費 178,920円
 小計 178,920円
 合計 178,920円

◎その他の政治団体

期間 昭和55年1月1日～12月31日

政治団体の名称 井上幸喜後援会

報告年月日 昭和57年11月4日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 209,080円

ア 前年繰越額 209,080円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 209,080円

2 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 101,607円

寄附・交附金 107,473円

小計 209,080円

合計 209,080円

◎その他の政治団体

期間 昭和56年1月1日～12月31日

政治団体の名称 井上幸喜後援会

報告年月日 昭和57年11月4日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

公 告

昭和57年10月24日に実施した昭和57年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和57年11月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

江本直太郎	田中 剛造	坂川 八郎	本村 裕	小林 真司
池淵 隆雄	田中 英昭	小原 道夫	渡部美佐子	村上 捷年
和泉 博伸	富田 邦芳	前原 優美	小村 寿彦	安達 宣子
石長 和子	杉原 徹	岩垣 孝樹	山根 克仁	日熊 誠
角脇 仁志	川上 弘文	北村 明	山本和市郎	中井 功
吉田 清昭	小林 順吉	鈴木 佳子		